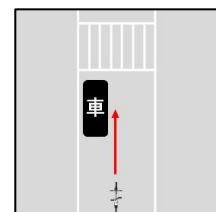


自転車ルール・マナー問題集④

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×にチェックを付けてください。

問 1

信号のない横断歩道を横断中又は横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の直前で一時停止しなければならないが、横断歩道直前で停止している自動車の側方を通過して前方に出ようとするときは、横断歩行者がいないように見えても、一時停止しなければならない。



- ×

問 2

自転車の積載装置に荷物を載せるとき、荷物の重さに制限はないが、積載装置からはみ出す長さには制限がある。

- ×

問 3

自転車で車道を通行しているときは、車両用の信号に従うが、歩道を通行し、横断歩道を利用するときは、歩行者用信号に従わなければならない。

- ×

問 4

自動車の運転者に飲酒をすすめたり、飲酒した人に自動車を提供する行為は処罰の対象となるが、自転車でも同様に処罰の対象となる。

- ×

問 5

県内の令和6年中の自転車による死者・負傷者が発生した事故では、交差点等での出会い頭事故が最も多い。

- ×

問 6

自転車で交通違反をした場合、自動車運転免許の点数が付されることではなく、免許停止の処分は行われない。

- ×

問 7

一方通行の標識がある道路では、自動車だけではなく、自転車でも反対方向に進行してはならない。



- ×

問 8

競技用などのブレーキがない自転車を道路で運転してはならないが、前輪にブレーキを後付けすれば、道路で運転してもよい。

- ×

問 9

自転車で歩道を通行するときは、徐行しなければならないが、この徐行とは「ハンドル操作で人や車を避けられる程度の速度」という意味である。

- ×

問10

自転車と人が衝突した事故による賠償額として、自転車側の最高額は約900万円である。

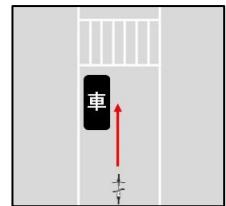
- ×

自転車ルール・マナー問題集④

問題と解説

問 1

信号のない横断歩道を横断中又は横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の直前で一時停止しなければならないが、横断歩道直前で停止している自動車の側方を通過して前方に出ようとするときは、横断歩行者がいなないように見えても、一時停止しなければならない。



信号のない横断歩道の直前で停止している自動車の側方を通過して前方に出ようとするときは、一時停止しなければいけません。停止車両が死角になり、横断歩行者等を見落として、事故が起こるおそれがありますので、必ず一時停止して安全を確認してから進みましょう。

(道路交通法第38条第2項)

問 2

自転車の積載装置に荷物を載せるとき、荷物の重さに制限はないが、積載装置からはみ出する長さには制限がある。



荷物の重量については、積載装置を備えた自転車では30kg、重量運搬に適する構造の自転車では60kgまでとなっています。大きさについては、積載装置の長さ+30cm、幅+30cm、高さ2m（積載装置までの高さを含む）となっています。また、積載の方法について、積載装置の前後から30cm、左右から15cmを超えてはみ出して積載してはいけません。

(石川県道路交通法施行細則第10条の2第2号～4号)

問 3

自転車で車道を通行しているときは、車両用の信号に従うが、歩道を通行し、横断歩道を利用するときは、歩行者用信号に従わなければならない。



自転車で車道を通行するときは「車両用信号」、横断歩道を通行するときは「歩行者用信号」に従います。ただし、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従わなければなりません。

(道路交通法施行令第2条第4項、第5項)

自転車ルール・マナー問題集④

問題と解説

問 4

自動車の運転者に飲酒をすすめたり、飲酒した人に自動車を提供する行為は処罰の対象となるが、自転車でも同様に処罰の対象となる。



自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人に要求・依頼して自転車に同乗してはいけません。運転者だけでなく、これらの行為もした者も処罰の対象となります。

(道路交通法第65条)

問 5

県内の令和6年中の自転車による死者・負傷者が発生した事故では、交差点等での出会い頭事故が最も多い。



令和6年中の県内での自転車事故は、出会い頭が約55%と最も多く、左折時が約18%、右折時が約15%と交差点での発生が多くなっています。交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。

問 6

自転車で交通違反をした場合、自動車運転免許の点数が付されることではなく、免許停止の処分は行われない。

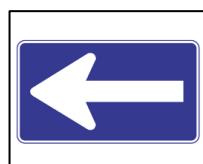


自転車の交通違反で、自動車運転免許の点数が付されることはありません。しかし、公安委員会が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、6ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、運転免許の停止処分が行われることがあります。したがって、自転車でひき逃げや死亡事故、飲酒運転などをした場合に、運転免許の効力が停止されることがあります。

(道路交通法第84条、103条第1項第8号)

問 7

一方通行の標識がある道路では、自動車だけではなく、自転車でも反対方向に進行してはならない。



一方通行の標識がある道路では、自転車も矢印の方向にしか進行してはいけません。ただし、補助標識に「自動車・原付」等と指定されていれば、自転車は標識に従わずに進行することができます。

(道路交通法第8条第1項)

自転車ルール・マナー問題集④

問題と解説

問8

競技用などのブレーキがない自転車を道路で運転してはならないが、前輪にブレーキを後付けすれば、道路で運転してもよい。



ブレーキのない自転車を道路で運転してはならず、ブレーキは前輪及び後輪を制動する装置でなければいけません。また、性能については、10km/hの速度から3m以内に円滑に停止できることと定められています。緩んだブレーキは大変危険であり、日常的な点検整備を行いましょう。

(道路交通法第63条の9第1項、道路交通法施行規則第9条の3)

問9

自転車で歩道を通行するときは、徐行しなければならないが、この徐行とは「ハンドル操作で人や車を避けられる程度の速度」という意味である。



徐行とは、「車両が直ちに停止できるような速度で進行すること」です。歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で走行しましょう。

(道路交通法第2条第1項第20号)

問10

自転車と人が衝突した事故による賠償額として、自転車側の最高額は約900万円である。



これまでの最高の賠償額は9,521万円で、その他にも9,330万円、9,266万円など、多くの高額賠償事例があります。石川県で自転車を運転するときは、自転車保険への加入が義務となっていますので、必ず保険に加入しましょう。

(石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例第16条)